

役員等の報酬に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、次に掲げる役員等の報酬について必要事項を定める。

- (1) 理事(理事長含む)
- (2) 監事
- (3) 評議員

(報酬の額)

第2条 役員等の報酬の額は、別表の通りとする。

(報酬の支給方法)

第3条 役員等の報酬は、勤務日数より計算した額を支給する。

但し、理事長については、月額6万円とし毎月25日に支給する。

支払日が金融機関の休日にあたる時は、順次その前日にさかのぼり支給する。

(重複給与の調整)

第4条 常勤の職員が、役員等を兼ねる場合は、役員等の報酬は支給しない。

附則 この規則は平成10年4月1日から施行する。

平成19年4月1日 一部改正

平成23年3月29日 一部改正

平成29年6月20日 一部改正

別表

役員名	報酬の額(月額 円)	役職名	報酬の額(月額 円)
理事	<u>7,000</u>	理事長	60,000
監事	<u>7,000</u>		
評議員	<u>7,000</u>		